

高病原性鳥インフルエンザ及び
低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日
農林水産大臣公表

(一部変更：令和7年10月1日)

目次

前文	1
第1章 基本方針	3
第1 基本方針	3
第2章 発生予防対策	5
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	5
第2－1 平時からの取組	5
第2－2 発生に備えた体制の構築・強化	8
第2節 浸潤状況調査	12
第3 浸潤状況を確認するための調査	12
第3章 まん延防止対策	16
第4 異常家さんの発見及び検査の実施	16
第5 病性等の判定	25
第6 病性等判定時の措置	31
第7 発生農場等における防疫措置	36
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	44
第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定	45
第10 家さん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	56
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	60
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	62
第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）	68
第14 家さんの再導入	70
第15 農場監視プログラム	73
第16 発生の原因究明	75
第4章 その他	76
第17 その他	76
【参考】	77
鳥インフルエンザの病性鑑定マニュアル	77
家さんの評価額の算出方法	81

※ 留意事項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和7年10月1日付け7消安第3954号農林水産省消費・安全局長通知）

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ
国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - （2）低病原性鳥インフルエンザ
H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - （3）鳥インフルエンザ
高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - （1）養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - （2）国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - （3）国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。
- 5 また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスへの人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。
- 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣

諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い。

このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に本病ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

- 7 なお、本指針については、海外における本病の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への本病ウイルスの侵入を防止するため、家きん及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病的病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病的発生の予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する本病に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、本病の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、化製処理施設、食鳥処理場、集卵業者、GPセンター等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家きん及び家きん卵に関する事業者

品評会等の家きんを集合させる催物の開催者、食鳥処理場、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）、ふ卵場、化製処理施設等の所有者、獣医師、キャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家きん運搬業者、廃鶏取扱業者、集卵業者、飼料運搬業者、死亡鳥取扱業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までにに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置に関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当とする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 なお、国は、あらかじめ定めた4の（1）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2－1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 本病の特徴、農場（家きんの飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家きん及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、本病ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、本病の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況等に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、家きんの所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導等を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、家きんの所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。
- (4) 外国人労働者、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾

病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾患のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の（1）の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、GPセンター、化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第9の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、本病が発生した場合の初動防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼養鳥種、飼養羽数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 近年、経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、本病の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (9) 本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家畜保健衛生所や、担当獣医師等の第三者の有識者の視点を活用するよう助言する。
- (10) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

【留意事項2】大臣指定地域における措置について

都道府県は、家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、生きた家きん等の出荷がないと確認された農場は、対象から除外することができる。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

5 家きんの所有者の取組

- (1) 飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。
- (2) 大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。
- (3) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 周辺国で分離されたウイルスに対する有効なワクチンの情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (4) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (5) 発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。
- (6) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
 - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。
 - ③ 特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
- ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡鳥保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。（2）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当た

って必要な取組を求める。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。
 - ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模な家きんの所有者のうち、特に家きんの羽数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模な家きんの所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2-2 の 2 の (4) の大規模な家きんの所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 家きんの死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺の住民、農場及び関連事業者への説明等）

【留意事項 4】化製処理施設における交差汚染防止対策の実施

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底

化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別

原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。

3 交差汚染防止対策の実施

原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないように、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項５】化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している家きんの所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理施設の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた指導等を行う。

- 1 化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
- 2 化製処理施設内における作業動線
- 3 化製処理にあたって使用するライン
- 4 作業中の病原体拡散防止策
- 5 化製処理後産物の取扱い

- (5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、民間事業者、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
- (7) 大臣指定地域においては、その他の地域と比較して本病の発生又は続発するリスクが高いことから、発生時に粉じん、羽毛等の拡散防止対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導する。
- (8) 発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び

身体的ストレスを受けることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

- (9) 家きんにおける本病ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見する検査体制を常に整備する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
(2) 家きんの所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
(2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、原則として6月から9月までの間に毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんの周辺家きん）を対象に、血液を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項6】感染リスクが比較的高い農場について

定点モニタリングの対象とする農場（家きんの飼養農場に限る。以下同じ。）については、以下の条件を考慮して選定する。

- ・ 渡り鳥が休息、繁殖することが知られている、又は、集まるような湿地、湖、池、河川等に近接している農場
- ・ 野鳥や他の野生動物が周辺で頻繁に確認される農場
- ・ あひる（あいがもを含む。以下同じ。）等の水きん類を飼養している農場
- ・ 開放型の家きん舎で飼養している農場

2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で20%の感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、最大14戸を対象とし、水きん飼養農場（100羽以上のあひる（あいがもを含む。）を飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行う。また、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項7】モニタリングの検査方法

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

【留意事項8】定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査

- 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライ

ザ法で陽性が確認された場合は、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

- 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異状の有無の確認で代替可能）する。この結果、
 - （1）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の9に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1の（1）の措置を講じる。
 - （2）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で出荷を認める。
- 3 1によりエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応を実施する場合、検査結果が判明するまでの間、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮する。
- 4 2の（2）の場合にあって、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏及び鶏卵の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の6の手続きに従う。この際、
 - （1）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の9に基づき、防疫指針第4の2から5までの措置を講じるとともに、防疫指針第5の1の（1）の措置を講じる。
 - （2）臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異常がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1の（2）の措置を講じる。なお、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で出荷を認める。
- 5 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4に準じる。

【留意事項9】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数 100 羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 20%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。なお、選定に当たっては、水きん飼養農場（100 羽以上のあひるを飼養する農場であって、他の農場へ当該あひるの生体を出荷しているものをいう。）におけるものを優先的に行うものとする。水きん飼養農場以外の選定に当たっては、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100 羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上～10,000 羽未満
- III 10,000 羽以上

母集団	標本数
1～19戸	8戸
20～29戸	10戸
30～39戸	11戸
40～69戸	12戸
70戸以上	14戸

【留意事項10】モニタリングで採材した個体について

モニタリングで採材した個体については、ケージに印を付すなどして、可能な限り、検査結果が判明するまでの間、どの個体（ケージ）から採取したのかが判別できるようにすることが望ましい。

3 モニタリング結果の報告等

都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、また、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

【留意事項11】モニタリング結果の報告について

- 1 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等並びに当該モニタリングの状況を、以下の期日までに、家畜疾病サーベイランス報告システムにより農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

(1) 定点モニタリング

6～9月実施分については毎年10月末日

(2) 強化モニタリング

① 10月から1月実施分については毎年2月末日

② 2月から5月実施分については毎年6月末日

2 モニタリングにおいて、寒天ゲル内沈降反応が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告すること。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- (1) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (2) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の5の(1)の①の検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第3章 まん延防止対策

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

- ① 家きんの所有者、獣医師等から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合は、この限りでない。
 - ② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合
 - ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合
 - ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
 - イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合
 - ④ 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合
- (2) 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項12】 異常家きんの届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家きんの所有者、獣医師等から異常家きんを発見した旨の届

出を受けた場合には、別記様式 1 により動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 13】家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：白布（消毒薬に浸し、その上に 3 及び 4 の器材を置くために用いる。）、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具、材料保存液、採血器具（採血針、採血管等）、綿棒）、アルコール綿、保温・保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 14】都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家きんの所有者から届出があった場合
 - (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
 - (3) 農場の出入口を 1 か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - (5) 異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(4)までの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）のウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家さんが患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 本病と判明した場合には、異常家さんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から届出があった場合

- (1) 異常家さん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家さんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家さんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下「処理場入場者」という。）は、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家さんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家さんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家さんが患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

2 農場での検査等

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

【留意事項 15】簡易検査の実施について

農場で簡易検査を実施する場合、死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動防疫対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに都道府県畜産主務課に報告すること。

1 鶏を対象とした簡易検査

鶏を対象とした簡易検査を実施する場合、原則として、1羽につき気管スワブを1検体として実施すること。

2 鶏以外の家きんを対象とした簡易検査

鶏以外の家きんを対象とした簡易検査を実施する場合には、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施すること。

- 3 死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検出検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）及びウイルス分離検査用の材料とすること。

- (2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話又は電子メール等で報告する。

- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

【留意事項 16】死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

次に例示する場合などについては、家きんの死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合として差支えないものとする。ただし、都道府県は当該農場に対し、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、翌日も対象期間（当日から遡って 21 日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間）をいう。以下同じ。）の平均死亡率の 2 倍以上の死亡又は 5 羽以上まとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

（例 1）

家きんの飼養羽数が少ない（概ね 100 羽未満）ため、対象期間の平均死亡羽数が 0 羽であるにもかかわらず、1 羽が死亡したことにより、その日の死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

（例 2）

ひな（21 日齢以下のものをいう。以下同じ。）の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上となっている場合であって、当該家きん舎におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率（あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における 21 日齢を超える家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

（例 3）

誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん（以下「換羽家きん」という。）の死亡により、同一の家きん舎内における 1 日の家きんの死亡率が対象期間の平均の 2 倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率（あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。）の 2 倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、対象期間の平均の 2 倍未満の場合

3 農場等における措置

（1）都道府県は、2 の（3）により動物衛生課に報告した場合には、2 の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 気管スワブ、クロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る。）及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- ② 法第 32 条第 1 項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた家さん
 - イ 家さん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）
 - ウ 家さんの死体
 - エ 家さんの排せつ物等
 - オ 敷料、飼料及び家さん飼養器具
 - ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
 - ⑤ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km 以内の区域の農場について、②に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間(⑤を除く。)の次の疫学情報を収集し、第5の2の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家さんを特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 家さんの移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 家さんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家さん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 種卵の出荷先
 - ⑤ 検査のスケジュール

【留意事項17】 動物衛生課への報告

防疫指針第4の2の(3)の報告については別記様式2-1により、第4の3の(2)の疫学情報の提出は別記様式2-2により行う。

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに(遅くとも5の(1)の①の遺伝子検出検査の結果が出る前まで)、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における家さん舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家さんの飼養状況の整理
- (3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、家さんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項 18】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他の機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査及び検体の送付

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出するPCR検査及びリアルタイムPCR検査

② ウイルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウイルス又は核酸遺伝子抽出物を動物衛生研究部門に送付する。

① 簡易検査が陽性となった場合

② ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI試験（抗体のHA亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合

③ (1)の①の遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

【留意事項 19】病性鑑定時の検査方法等

都道府県で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

【留意事項 20】検体の送付

1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付する際には、家畜伝染病施行規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式3）は、電子メールにより提出すること。

2 ウイルスの送付に当たっては、HA価が8倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、原則として500μl以上で、送付用チューブの容量の範囲で可能な

限り多い量とするが、特別な事情がある場合には、動物衛生研究部門に確認すること。

6 都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

- (1) 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査並びに各家きん舎ごとに10羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。
- (2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。
- (3) (2)の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第15の農場監視プログラムを適用する。

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

- (1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類その他の動物（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。
 - ① 法第10条に基づき、当該鳥類その他の動物が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
 - ② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する速やかな電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理支援システム等を活用した飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導
- (2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事する者（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。

【留意事項 21】動物園等の飼養鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の防疫対応について

都道府県は、動物園等の飼養鳥（家きんを除く。以下同じ。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合において、家きんにまん延するリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて法第10条又は法第25条の2の規定に基づく消毒並びに通行制及び遮断の措置や法第31条の規定に基づく検査、注射等を検討するとともに、関係部局と調整の上、飼養鳥の所有者又は管理者に対して、自主的なとう汰を含む防

疫措置の要請を行う。

【留意事項 22】 野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等その他の動物から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある全ての農場に対する電話等による確認（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）、注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

ただし、緊急の必要がある場合には、法第 10 条の規定に基づき消毒並びに通行制限及び遮断の措置を講じる。

8 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5、6 及び第 15 の 1 の（4）により都道府県から検体の送付があった場合には、ウイルス亜型特定検査（ウイルスの H A 亜型を特定する検査をいう。以下同じ。）、病原性判定試験（鶏への接種試験又は H A 領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）又は H I 試験を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

9 その他

1 から 5 までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては 2 に準じた措置を、出荷農場においては 3 に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3 に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家きんの届出があった場合

- ① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（1）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検出検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行うHI試験の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

- ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
- イ 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。以下同じ。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

オ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きん

カ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

【留意事項23】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

防疫指針第5の2の(1)の②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜とみなす。

(2) 低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家き

んを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん

オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接関わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

キ 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

ク 第12の1の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

【留意事項 24】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の（1）の②のエ及び同（2）の②のカの家きんについて、動物衛生課

と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- (1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと
- (2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（留意事項第16を含む。）
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合。

- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること
- (2) 全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が2cm以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (3) 定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内のため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと
- (3) 敷地内にGPセンター等又は食鳥処理場が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

【留意事項 25】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(1)の②のエ及び同(2)の②の力の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項 26】 同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合、次の措置を講じることで、患畜又は疑似患畜が確認されていない他の農場（以下「非発生農場」という。）の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

1 非発生農場における本病感染の否定

- (1) 全家きん舎において、高病原性又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること（防疫指針第4の2の(3)の①に準じる。）
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと。

2 非発生農場における家きんの取扱い

都道府県は、非発生農場の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該家きんを防疫指針第12の1の(2)の疫学関連家きんとして取り扱うとともに、当該農場に対して、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

3 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

非発生農場において飼養衛生管理基準が厳格に遵守されていること。

4 発生農場における防疫措置時のまん延防止対策の徹底

防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合は、

- (1) 原則として、速やかに、発生農場から非発生農場への病原体拡散防止のため、農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置等を行うこと。
- (2) 必要に応じて、非発生農場との境界にブルーシート又はパネルの設置、家きん舎の排気口への不織布又はフィルターの設置、家きん舎内外の消毒薬噴霧等により、粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずること。
- (3) 集卵ベルトを介して、発生農場から非発生農場へ家きん卵（種卵を含む。）を搬入させないこと。

(4) 発生農場の家きん舎等の1回目の消毒が完了するまで、集卵ベルト稼働時は、発生農場から送り出されるベルトについて、非発生農場に入る前の地点で消毒を実施すること。

【留意事項 27】 病性等判定日を起算日とする日数の数え方
病性等判定日当日は、不算入とする。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家さんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイに掲げる家さんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）の②のイからエまでに掲げる家さんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家さんの所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 28】 野鳥対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により家さんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課及び都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局に連絡する。なお、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合も、同様に関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1) の場合、都道府県は、当該家さんの所有者に対して、当該家さんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家さんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1) の場合、都道府県は、当該農場から半径3km 以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (4) (3) により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 都道府県は、家さんが患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家さんの所有者及び第4の4の（6）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家さんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 29】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評 価 班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家きんや物品等の評価等を行う。
- ・ 記 録 班：発症家きんの家きん舎内の位置（場所）や羽数等の情報の記録、発症家きんの写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家きん、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家きんの特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 庶 務 班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保 健 班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び家きんの飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表

する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

- (4) (1) による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項30】報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式4により行うこと。

【留意事項31】報道機関への協力について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の(6)の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

- (2) 都道府県は、(1)により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項32】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。

- 2 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

5 大臣指定地域における続発等に備えた対策

- (1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第 30 条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、粉じん、羽毛等の侵入防止対策等のまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 都道府県は、病性等判定日から遡って 7 日以内に、発生農場と同一の死亡鳥保管場所、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。
- (3) 都道府県は、病性等判定日から遡って 7 日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死亡鳥保管場所、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第 26 条第 1 項に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家きんの所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の（1）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域で発生が確認された場合には、当該地域において家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、粉じん、羽毛等の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 都道府県は、可能な限り早期に防疫措置に着手するとともに、患畜又は疑似患畜について、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（3）の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講ずる。
- (6) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素によるガス殺、泡殺鳥機等により迅速に行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (7) 患畜又は疑似患畜の死体は、埋却、焼却等のための箱又は袋詰めをするまでの間、羽毛やふけの飛散を防止し、病原体拡散防止措置を講ずる。
- (8) と殺に当たっては、家きんの所有者、防疫措置従事者等の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (9) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (10) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者等に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。
- (11) 第2-2の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項33】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、家きん舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、家きんの飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第 5 の 2 の患畜又は初発の疑似患畜が確認された家きん舎及びその周辺家きん舎で飼養されている家きん等、臨床症状が確認されている家きんのと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。
- 4 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

【留意事項 34】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した防疫服等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒する。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日間にまで短縮できることとする。

- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、家きんの所有者、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 35】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 5 により作成すること。

【留意事項 36】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲 1 km 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の 2 の（1）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。また、粘着シートを設置する場合には野鳥等への影響を考慮して設置する。

【留意事項 37】防疫措置時の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場におけると殺等の防疫措置時の病原体拡散を防止するため、農場等の状況に応じて、以下の措置を講ずる。

- 1 排気口へのフィルターの設置、液状消毒薬を用いた排気口の継続的な消毒、排気量の調整又は周辺農場との境界での寒冷紗等による防護壁の設置。
- 2 と殺は、原則として家きん舎内で行い、死体は袋詰め又は消毒等を実施してから持ち出す。また、やむを得ず生きた家きんを持ち出す場合は、羽毛等の拡散防止対策を実施する。
- 3 原則として、防疫措置従事者等や物資等の輸送用の車両は他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

2 死体の処理（法第 21 条）

- （1）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却、埋却又は化製処理を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第 4 項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。
- （2）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1 の（3）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。
- （3）焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第 2－2 の 2 の（3）の③の合

意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。

(4) 焼却、埋却又は化製処理のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 38】 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等に出入口で運搬車両の消毒を行う。
- ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
- ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

(6) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

(7) 第 2-2 の 2 の (4) に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

【留意事項 39】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法 (例)

防疫指針第 7 の 2 の (6) の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を 15~25cm の厚さ、4m の幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ (1,000 羽で 1m を目安とする。) で敷く。
- 2 死体を周辺から 30cm 程度内側に、20cm から 25cm の厚さに載せる。

- 3 死体の上に羽毛が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を 15cm の厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1 から 4 までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を 20cm の厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1 週間以内に 57℃から 63℃になる。）。通常、7 日から 10 日後には、温度は 46℃から 52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

【留意事項 40】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5 から 10 万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3 から 6 万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 33 の優先順位付けに基づき実施すること。

【留意事項 41】 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生

課と協議の上、防疫指針第7の2の死体の処理が完了したとみなす。

- 1 焼却又は化製処理のため死体を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、ウイルスの拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点

3 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 家畜防疫員は本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。
- (2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、焼却し、発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。焼却、埋却又は化製処理による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
 - ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ③ 家きんの排せつ物等
 - ④ 敷料
 - ⑤ 飼料
 - ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (3) 汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
 - ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- (5) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

【留意事項 42】 家きんの排せつ物処理の方法（例）

家きんの排せつ物の処理については、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 消石灰を散布し、ブルーシートで被覆する。
- 2 定期的に温度を計測し、少なくとも 40 日間静置後、ウイルス分離検査を実施する。
- 3 ウイルス分離検査の陰性を確認した上で、堆肥化处理（発酵消毒）を行う。
- 4 堆肥化处理の過程で、排せつ物の中心温度が 60℃まで上がったことを確認する。
- 5 温度が 60℃まで上がらない場合は、さらに 50 日間静置する。

【留意事項 43】 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の3の(2)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却又は化製処理のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器等を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器等に入れ終えた時点
- 2 発酵による消毒を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

4 家きん舎等の消毒（法第 25 条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等の所有者に対し、当該家きん舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第 3 項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施す

る。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

第 2-2 の 2 の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、家きん舎等の消毒を行う。

【留意事項 44】食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

食鳥処理場において家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該処理場において防疫指針第 7 の 1 から 4 までに準じた防疫措置を講じること。

また、防疫指針第 7 の 4 に準じる処理場における消毒については、原則として、家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して、円滑に実施し、家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

5 家きん舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

6 家きんの評価

- （1）家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- （2）評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- （3）家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要となる資料等を準備する。
- （4）農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 45】家きんの評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家きんの評価額の算定は、原則として、別紙 2 により行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

ただし、第9の1の（1）の①のア又は（2）の①のアにより、第9の1の（1）の①のアの移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

【留意事項46】非商用農場の確認について

家きん飼養羽数 100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）の農場であって、疫学調査により当該施設より生きた家きん等の出荷がないと確認された農場（以下「非商用農場」という。）の判定については、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・ 防疫指針第4の2の検査時の家きんの飼養羽数が100 羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽未満）であること。
- ・ 病性等判定日から遡って 21 日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん等の移動がないこと。
- ・ 疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

【留意事項47】非商用農場における防疫措置について

非商用農場で発生が確認された場合には、原則として、防疫指針第7の措置を講じる。ただし、消毒ポイントを設置しないで、当該農場から死体、汚染物品等を移動させる場合には、農場内において運搬車両を十分に消毒する。

- 2 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km 以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の（1）の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第32条）

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km 以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、本病の発生の監視を強化する区域（以下「監視強化区域」という。）として設定する。

ア 3の（1）の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の（1）の①により、移動制限が解除された区域

④ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが第5の2により高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該食鳥処理場を中心として、原則として半径 1km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則として①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第 32 条）

ア 都道府県は、第 5 の 2 により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径 1km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第 4 の 3 の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径 5km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5km を超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第 32 条）

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径 5km 以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から 5km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、監視強化区域として設定する。

ア 3 の（２）の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3 の（２）の①により、移動制限が解除された区域

（３）制限区域等の設定方法

① 制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域等内の農場への指導

都道府県は、制限区域等の設定を行った場合は、制限区域等内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域等が解除されるまで報告するよう求める。

ただし、監視強化区域のうち、（１）の③のイの区域及び当該区域に外接する（１）の③のアの区域又は（２）の③のイの区域及び当該区域に外接する（２）の③のアの区域においては、当該報告を省略することができる。

- ① 同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ ５羽以上の家きんが、まとまって死亡していること（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

【留意事項 48】 制限区域等内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

１ 家きんの所有者

- （１）法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- ① 死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- ② 農場からの出荷状況
- ③ 農場への導入状況
- ④ 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

- (2) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (3) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (4) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- (5) 家きん舎内については、本病ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域等の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づく殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査及び第12の2の(3)の搬出制限区域解除検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査により制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過している

こと。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の4の(1)により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第9の1の(5)の指導が行われている場合に限り、

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項49】家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検出検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブを検体として採材する。

- ② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア 食鳥処理を行う当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

- (2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等への出荷

臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第 10 の 4 の（2）により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 50】制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンター等へのお荷とみなすことができる。

（3）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷

① 臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第 10 の 4 の（3）により事業を再開したこと。

（イ）移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分別管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

（a）臨床検査

（b）当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

【留意事項 51】家きん卵の出荷のための検査の検体数

1 気管スワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の検体として採材す

る。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

【留意事項 52】 ふ卵場からの初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。）の出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に 25 検体を採材すること。
- 2 5 検体を 1 プールとして、5 プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第 10 の 4 の（3）の①の要件のいずれにも該当すること及び第 10 の 4 の（3）の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

（イ）アの（イ）に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。

（イ）施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

- （4）移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第 10 の 4 の（3）により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

① 密閉車両を用いる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
- ① 家きん
搬出制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ② 家きん卵（種卵を含む。）
搬出制限区域内の農場の家きん卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（3）の①のウに該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ③ 初生ひな
搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するとともに、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 密閉車両を用いる。
 - イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ウ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - エ 移動経過を記録し、保管する。
- (6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
- ① 家きん
制限区域外の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（３）の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

（７）制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項 53】 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 6 により作成する。

(8) 制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域内を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の農場若しくはふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、(1)から(4)までの協議を見合わせる。

当該禁止は、必要に応じて、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、又はその他の移動を禁止する事情に対して必要な措置が講じられるまでの間継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

（1）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ② GPセンター等
- ③ ふ卵場
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物

（2）都道府県は、移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項54】家きん集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

【留意事項55】移動制限区域内の制限の対象となる業務

- ・食鳥処理場：新たな家きんの受入
- ・GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。）
- ・液卵加工場：新たな食用卵の受入（農場からGPセンターを経由せず直接原卵を搬入している場合及びGPセンターにおいて洗卵・消毒の処理をせずに搬入している場合に限る。ただし、家畜防疫員が立入検査により、防疫指針第10の4の（2）に示す要件を満たし、遵守されていることが確認できる場合は、動物衛生課と協議の上、発生時に当該要件を満たしていることを再度確認した上で、制限の対象外とすることができる。なお、当該協議については別記様式9により行うとともに、毎年5月から9月末まで1回は立入検査により当該状況を確認すること。）
- ・ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、都道府県は、当該ふ卵場が4の（3）の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の（3）の①のアの（イ）のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4 制限の対象外

（1）食鳥処理場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の食鳥処理場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理を行うことが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

（2）GPセンター等の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のGPセンター等について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のふ卵場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

- オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
 - カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
 - キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
 - ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
 - ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
 - コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 都道府県は、(1) から (3) までに基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度停止する。

【留意事項 56】 家きん等の集合を伴わない催物等に関する事項

家きん等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、本病のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、本病が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。ただし、第9の1の（1）の①のア又は（2）の①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

【留意事項57】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（2）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒)により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県の車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 58】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第5の2の(1)の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家き

ウ 第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

【留意事項 59】疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）、その他本病ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、農場所有者、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から、複数の農場等に入出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡すること。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 農場からの出荷状況
 - (4) 農場への導入状況
 - (5) 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

【留意事項 60】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある農場及び畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター等、食鳥処理場、飼料工場、飼料・敷料販売先、農協等）
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係

- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
- (3) 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者及び従業員、管理獣医師、飼料・敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給水の消毒を含む。）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のことを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野 鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚：発生地を中心とした半径5km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

【留意事項 61】疫学関連農場における移動制限について

- 1 疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。
- 2 1にかかわらず、次の要件のいずれにも該当する疫学関連家きん（制限区域等内のものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、防疫指針第10の4の（1）により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。なお、疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。
 - ア 当該農場について、防疫指針第12の1の（2）の検査により陰性が確認されていること。
 - イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項 62】疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、

当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

【留意事項 63】 あひる及びほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんと判定された場合の移動制限解除のための検査について

移動制限解除の検査については、防疫指針第 12 の 1 の (2) の②に準拠した臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を実施する。また、当該疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査の検体数については、家きん舎ごとに 10 羽とする。

2 制限区域等内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（エミュー及びだちようにあつては、10 羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

移動制限区域内の農場

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあつては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

(4) 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、(3)と同様の検査を行う。

【留意事項 64】 発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

- 1 都道府県は、対象農場に対して死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無を確認するなどの臨床検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。

2 1の結果、異状が認められた場合には、防疫指針第4の2の措置を講じる。

3 搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数100羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19戸	6戸
20～29戸	7戸
30～99戸	8戸
100戸以上	9戸

【留意事項65】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第12の2の（1）の①の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間（7日程度）に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

3 1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- （1）1の（2）の検査で異状又は陽性が確認された場合、都道府県は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。
- （2）農林水産省は、1の調査及び2の検査の結果並びに（1）において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- （1）発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- （2）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- （3）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- （4）立ち入った農場の家きんについて1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれでもないこと

が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- （1）都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の（2）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- （2）都道府県は、（1）の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- （3）都道府県は、（2）の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

- 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- （1）埋却を含む防疫措置の進捗状況
- （2）感染の広がり（疫学関連農場数）
- （3）環境要因（周辺農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状况等）

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- （1）実施時期
- （2）実施地域
- （3）対象家きん
- （4）その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

【留意事項 66】 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書

都道府県は、ワクチンを受領した場合には、別記様式7による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式8により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

- 5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

【留意事項 67】 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。

- 2 ワクチンの接種は、法第 31 条に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第14 家きんの再導入

- 1 都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。
- 2 都道府県は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。
 - (1) 家きん舎の床、壁、天井等の環境検査
 - (2) (1)の検査の結果が陰性であることを確認した後に導入したモニター家きんの検査
 - ① 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査及び簡易検査
 - ② 低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査
- 3 あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。
- 4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。
- 5 都道府県は、1及び4の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。

【留意事項 68】家きんの再導入に関する事項

家きんの再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

- 1 農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きんの排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。

(3) 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるよう指導する。

4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。

【留意事項 69】 モニター家きん導入前の環境検査について

モニター家きんを導入する場合、次により環境検査を実施する。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ① 家きん舎（壁、床、餌槽、換気扇、外部への出入口付近等）
- ② 堆肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡家きん等保管場所
- ⑤ 長靴、作業用手袋、家きんの飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各家きん舎 10 か所（発生家きん舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

抗生物質（ペニシリン（1,000 単位/mL）、ストレプトマイシン（1,000 μ グラム/mL）を加えた PBS で濡らした滅菌綿棒等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施する。

(4) 遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

(5) 個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、必要に応じてウイルス分離検査を実施する。

2 環境検査で陽性となった場合の対応

環境検査において遺伝子検出検査が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

【留意事項 70】 モニター家きんの検査について

防疫指針第 14 の 2 の（１）の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、防疫指針第 14 の 2 の（２）の検査を以下のとおり実施する。

- 1 1 家きん舎当たり、モニター家きんを原則として、30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター家きんを導入後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした以下の検査を実施する。なお、鶏を対象とした簡易検査を実施する場合は気管スワブを 1 検体として、鶏以外の家きんを対象とする場合は気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれ 1 検体として実施すること。
 - （１）高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
モニター家きんを導入した日から 3 日を経過した後に、臨床検査（全羽）及び簡易検査（家きん舎ごとに 5 羽）
 - （２）低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
モニター家きんを導入した日から 14 日を経過した後に、臨床検査（全羽）、簡易検査及び血清抗体検査（家きん舎ごとに 5 羽）
- 3 検査の結果、モニター家きんが仮に陽性となった場合において、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、1 の検査から再度実施する。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は4の(2)に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の(5)の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。
- (4) 都道府県は、4の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
 - ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 家きんの排せつ物等
 - ⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）
- (2) 制限の対象外
 - ① 敷料等の移動
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に施設に移動させることができる。この場合、移動時に第9の5の(7)の②の措置を講ずる。
 - ② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷
家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第9の5の(6)の②に準じて、GPセンター等、ふ卵場及び検査等施設に出荷させることができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。
 - ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること
 - イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと
 - ③ 家きんのお荷
モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の(1)の②の措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km 以内の区域にある農場について、1の（1）の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行う。

4 清浄性の確認のための検査

- （1）適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう配置する。
- （2）都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

【留意事項71】農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、農場監視プログラムが適用された農場における家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- （1）適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の（2）の検査により全て陰性を確認していること。
- （2）再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等について防疫指針第14の2の（1）の環境検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

（1）調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の（1）の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

（2）検査

都道府県は、（1）の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査（環境サンプル等の採取を含む。）を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。

【留意事項 72】 疫学調査チームが実施する現地調査について

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学、野生動物（野鳥を含む。）の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、農林水産省の職員を加えた構成とする。

【留意事項 73】 疫学調査における環境サンプル等の検査及び採取について

疫学調査において、発生農場及び発生家きん舎へのウイルスの侵入要因並びに発生家きん舎内及び非発生家きん舎への浸潤状況の検討のため、発生家きん舎内を中心にした各家きん舎や農場内外から採取した死亡野鳥等及び環境サンプル等からのウイルス分離検査又は遺伝子検出検査を実施する。

環境サンプル等は、防疫措置・消毒が実施される前に採取することが望ましいことから、農場内のサンプルについては、疫学調査チームの到着までに、都道府県の調査メンバーが採取を実施する。

第4章 その他

第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、防疫措置の完了後も、家きんの所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、家きんの所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、家きんの再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングの血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検出検査

検査対象は、防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る。）のうち、10羽に係るもの（簡易検査で陽性となった個体を優先する。）とする。ただし、簡易検査の検査対象が10羽に満たない場合には、全羽に係るものを検査対象とする。当該検査対象について、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、

(2) の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

鶏から気管スワブ、鶏以外の家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬及び処理

材料は抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1000 μ g/mL）及びアムホテリシンB（Amphotericin B））を添加した滅菌済のPBS（pH7.0～7.4）又は細胞培養液中に入れる。材料をよく懸濁した検体は密閉容器に入れた後に、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で家畜保健衛生所に運搬する。

家畜保健衛生所に到着後、検体を遠心分離処理（1,000G×5分間）し、汚染検体の場合は必要に応じて、その上清をポリビニリデンフロライド（PVDF）から成るポアサイズ0.45 μ mのフィルター（滅菌済ディスポーザブルシリレンジフィルター）を用いてろ過滅菌する。その後、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。なお、排せつ物や臓器は上記組成の抗生物質添加液で10～20%（w/v）乳剤にし、遠心分離処理（1,000G×5分間）、上記手法によるろ過滅菌処理の後に、室温に1～2時間清置後、その上清をウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種（ウイルス分離）

検体の上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。接種以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で（少なくとも24時間及び36時間後に検卵すること）、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性（以下「HA」という。）についてマイクロプレート法による検査（以下「HA試験」という。）を行う。HA試験が陰性の場合はさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究部門に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、①の方法（①の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により①の方法による検査を実施できない場合には、②の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、②の方法で行う。

① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き、②の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

- ② すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000 Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.01Mリン酸緩衝液（pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

（4）モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付

防疫指針第4の5の（2）並びに6の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

（1）材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究部門に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式3）及び「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）を添付する。

（2）連絡

- ① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究部門で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究部門において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

（1）ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いたHI試験、ノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）、又は遺伝子解析により決定する。

（2）病原性判定試験

WOAHマニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※ ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg在中※ ²

※¹ 朱記すること。

※² ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

（6）上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

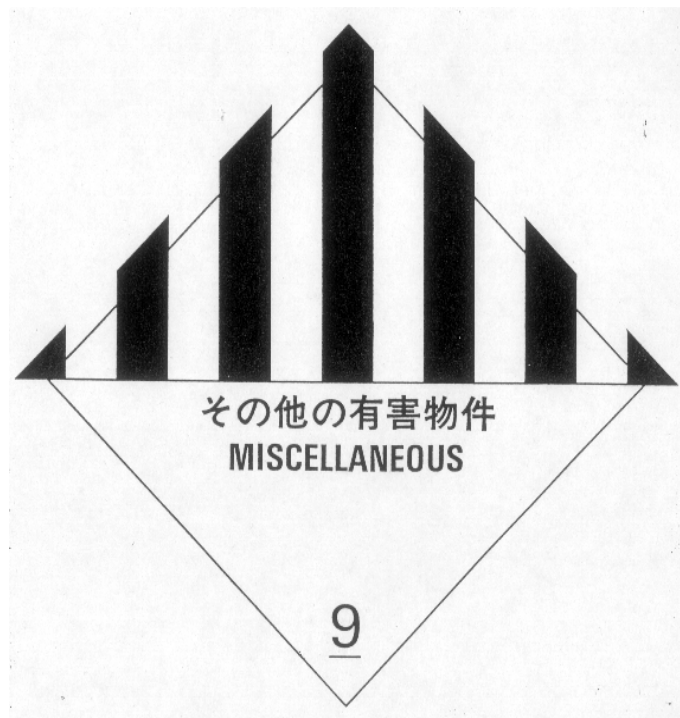
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 9)



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

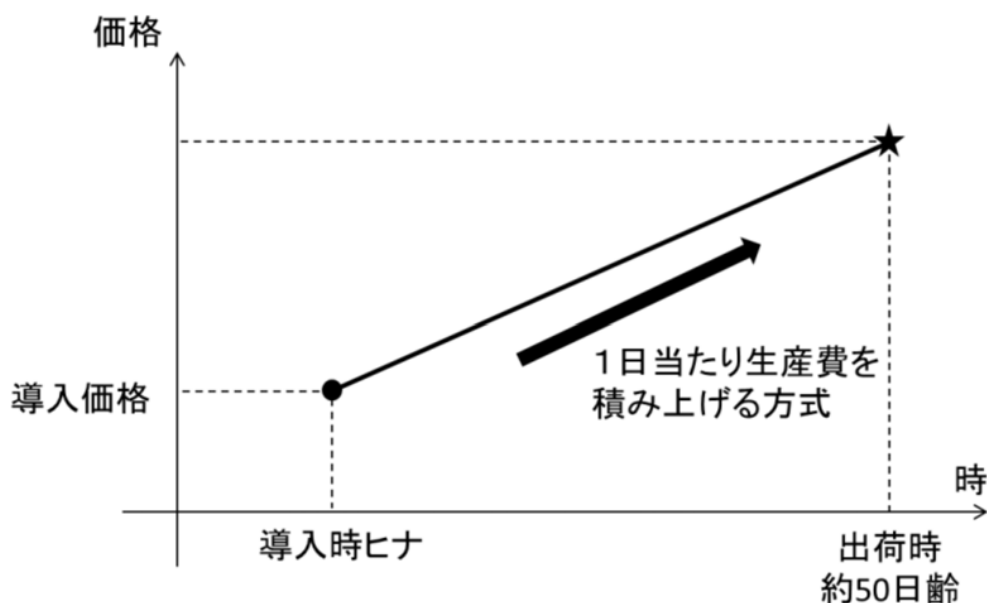
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費 (水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏（ブロイラー）を出荷時（50日齢）で評価

導入価格 (1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円 (肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円 (H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

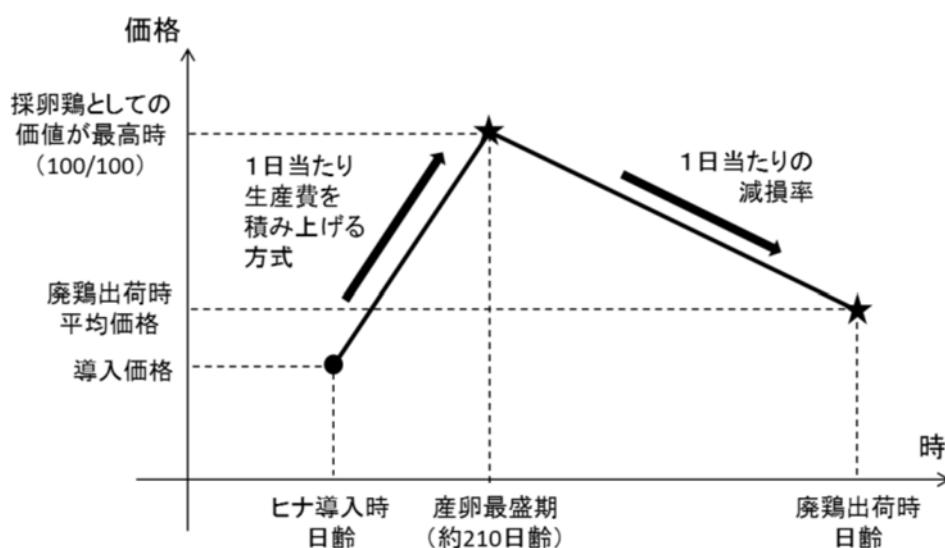
導入価格（120日齢）

（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）
×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏

（レイヤー）



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県独自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。